

日 銀 業 第 3 7 号  
2 0 2 0 年 2 月 6 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が施行されること等に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2020年4月1日から実施することとしましたので、通知します。

【本件改正に関する留意事項】

本件改正において、「証書貸付債権担保の差入に係る承諾書」（第8号書式）の書式の改正を行っております。証書貸付債権の担保差入に際し、担保差入日が2020年4月1日以降である場合には、承諾日付が2020年3月31日以前であっても、本件による改正後の書式の提出が必要ですので、ご注意ください。

なお、担保差入日が2020年3月31日以前である証書貸付債権については、改正後の書式による差替えは不要ですので、申し添えます。

以 上

「担保に関する細則」中一部改正

- 第2章中、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書」を「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」に改める。

- 第2章2.(1)を横線のとおり改める。

(1)「担保差入受付通知」等の受付時間

オンライン担保差入先は、担保差入を行う場合または期日担保返戻を受ける場合には、原則として、差入日または受戻期日の午前9時から午前11時までの間に、担保利用細則により、次の書類等を担保取引店に提出してください。

- イ. 担保利用細則第1編Ⅱ. 2.(4)ロ. に定める「担保差入受付通知」<sup>(注1)</sup> および手形
- ロ. 同Ⅲ. 1.(3)に定める「担保領収証書」および「担保受戻日管理表」  
(注2)

(注1) 略(不変)

(注2) オンライン担保差入先が担保出力指定店舗でない場合には、第3章3.(2)ハ.(ロ)に定めるところに従ってください。

- 第2章5.(1)ハ. を横線のとおり改める。

ハ. 期日担保返戻を行う場合

オンライン担保差入先は、期日担保返戻を受ける場合には、原則として受戻期日の午前9時から午前11時までの間に、担保利用細則第1編Ⅲ. 1.(3)により、次の書類を担保受入店(外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、5.において同じです。)である担保取引店に提出してください<sup>(注1)</sup>。

(イ) 略 (不変)

(ロ) 担保受戻日管理表 <sup>(注2)</sup>

(注1) オンライン担保差入先が担保出力指定店舗でない場合には、第3章3.

(2) ホ. (ロ) に定めるところに従ってください。

(注2) 略 (不変)

- 第3章中、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書」を「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」に改める。
- 第5章4. 中、「<http://www.boj.or.jp>」を「<https://www.boj.or.jp>」に、「<http://www5.boj.or.jp>」を「<https://www5.boj.or.jp>」に改める。
- 第6章1. (1) 中、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書」を「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」に、「承諾書提出免除要件」を「承諾書および抗弁放棄書提出免除要件」に改める。
- 別表3 (備考) ※2 中の1. ① (iii) 中、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書」を「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」に改める。
- 別表6 (表の項番11を除く。) 中、「承諾書」を「承諾書および抗弁放棄書」に、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書」を「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」に改める。
- 別表6の表の項番11中、「承諾書の確定日付」を「承諾書および抗弁放棄書上の確定日付」に、「承諾書または担保差入通知書謄本の確定日付」を「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書または担保差入通知書謄本上の確定日付」に改める。

- [参考1] 4. の表中、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書」を「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」に改める。
  
- [参考1] の記入例3を次のとおり改める（全面改正）。

記入例3

・差入れる証書貸付債権の種類に対応した書式であること。

(第8号書式(1企))

(企業に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権以外のものであって、変更契約がなされていないもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

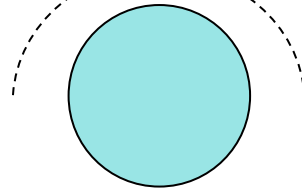
- 一、令和2年1月10日付金銭消費貸借契約にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号 11111X123、残存元本額 4,000,000,000 円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

令和2年 4月 3日

・作成日(承諾依頼日付)を記載する。

(担保差入先) 株式会社△△銀行  
(住所) 東京都中央区本石町〇丁目〇番地  
(代表者またはその代理人) 代表取締役社長  
〇〇 〇〇

(印)



(注2)

(第三債務者)

◇◇工業株式会社

御中

-----  
(担保差入先)

株式会社△△銀行 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

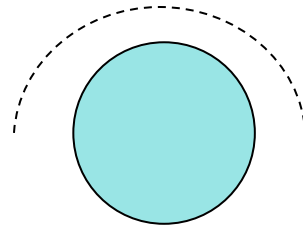
相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

令和2年 4月 20日

(第三債務者) ◇◇工業株式会社  
(住所) 東京都千代田区大手町〇丁目〇番地〇号  
(代表者またはその代理人)  
代表取締役社長  
〇〇 〇〇

・ 第三債務者の承諾日付は、担保差入先の承諾  
依頼日付以降の日付を記載する。

(印)



(注3)

- ・ 第三債務者の承諾日付以降の日付であること。
- ・ 登記事項証明書または登記事項概要証明書を併せて提出する場合には、証明書交付の申請日付（交付された証明書上の「検索の対象となった記録」欄に記載される日付）は、確定日付より後の日付を記入して、交付申請すること。

確定日付印欄	
二	和
年	令
日	四
一	二

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注3) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注4) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

- [参考2] を横線のとおり改める。

[参考2] 特別適格債務者一覧

特別適格債務者一覧

特別適格債務者	(注1)	(注2)	(注3)
	適用期間区別	適用期間	承諾書および抗弁放棄書提出免除
交付税及び譲与税配付金特別会計	}	略(不変)	
┆			
原子力損害賠償・廃炉等支援機構			

(注1) 略(不変)

(注2) 略(不変)

(注3) 政府保証付証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権であるものについて、「証書貸付債権の担保差入に係る異議なき承諾書および抗弁放棄書」の提出を要しないと日本銀行が判断したのものには○印を付しています。

(注4) 略(不変)

- [参考3] 中、「証書貸付債権の担保差入に関する承諾書」を「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」に改める。

- 書式目次中、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書」を「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」に改める。

- 第8号書式を次のとおり改める(全面改正)。

(第8号書式(1企))

(企業に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権以外のものであって、変更契約がなされていないもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注2)

(第三債務者)

御中



-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注3)

確定日付印欄

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注3) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注4) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(2企変))

(企業に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権以外のものであって、変更契約がなされているもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付変更契約)にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注2)

(第三債務者)

御中

-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注3)

確定日付印欄

確定日付印欄

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注3) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注4) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(3企シ))

(企業に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権であって、変更契約がなされていないもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、上記一、の契約に定めるエージェント(シンジケート・ローン(複数の貸付人が共通の契約書にもとづき単一の借入人に対して行う貸付をいう。以下同じ。))における貸付人の委託にもとづき、すべての貸付人のために当該シンジケート・ローンの証書貸付債権証書に定める元利金の債務者からの受領および貸付人への分配その他の業務を行う者をいう。)(\_\_\_\_<sup>(注2)</sup>)、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、担保債権にかかる元本および利息については、貴方は引続き上記一、の契約に定めるエージェントに弁済することができる。上記三、に従い日本銀行が一、の証書貸付債権を取得した場合も同様の扱いとすること。ただし、貴方は、一、の証書貸付債権にかかる元本についての弁済期日(元本分割弁済の場合における各分割弁済期日を含む。)より前における弁済に関して、エージェントに対して通知その他の連絡を行ったとき、またはエージェントから通知、協議の申出その他の連絡を受けたときは、直ちに日本銀行に対してその旨を通知した場合に限り、エージェントに対して弁済することができるものとする。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、上記一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って貴方と当方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注3)

(第三債務者)

御中

(担保差入先)

御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注4)

確定日付印欄

確定日付印欄
--------

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 当該シンジケート・ローンのエージェントである金融機関等名を記入する。

(注3) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注4) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注5) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(4企シ変))

(企業に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権であって、変更契約がなされているもの)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付変更契約)にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、上記一、の契約に定めるエージェント(シンジケート・ローン(複数の貸付人が共通の契約書にもとづき単一の借入人に対して行う貸付をいう。以下同じ。))における貸付人の委託にもとづき、すべての貸付人のために当該シンジケート・ローンの証書貸付債権証書に定める元利金の債務者からの受領および貸付人への分配その他の業務を行う者をいう。)(\_\_\_\_<sup>(注2)</sup>)、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、担保債権にかかる元本および利息については、貴方は引続き上記一、の契約に定めるエージェントに弁済することができること。上記三、に従い日本銀行が担保債権を取得した場合も同様の扱いとすること。ただし、貴方は、一、の証書貸付債権にかかる元本についての弁済期日(元本分割弁済の場合における各分割弁済期日を含む。)より前における弁済に関して、エージェントに対して通知その他の連絡を行ったとき、またはエージェントから通知、協議の申出その他の連絡を受けたときは、直ちに日本銀行に対してその旨を通知した場合に限り、エージェントに対して弁済することができるものとする。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、上記一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って貴方と当方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注3)

(第三債務者)

\_\_\_\_\_ 御中

(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注4)

_____	確定日付印欄

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 当該シンジケート・ローンのエージェントである金融機関等名を記入する。

(注3) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注4) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注5) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(5企外))

(企業に対する米ドル建証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権以外のものであって、変更契約がなされていないもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_米ドル<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注2)

(第三債務者)

御中



-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

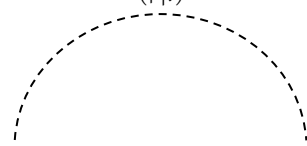
貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注3)

確定日付印欄

確定日付印欄

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注3) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注4) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(6企外変))

(企業に対する米ドル建証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権以外のものであって、変更契約がなされているもの)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付変更契約)にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_米ドル<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注2)

(第三債務者)

\_\_\_\_御中

-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注3)

確定日付印欄

確定日付印欄

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注3) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注4) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(7企外シ))

(企業に対する米ドル建証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権であって、変更契約がなされていないもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

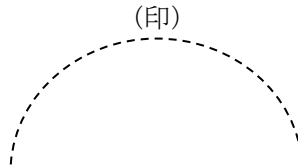
### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_米ドル<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、上記一、の契約に定めるエージェント(シンジケート・ローン(複数の貸付人が共通の契約書にもとづき単一の借入人に対して行う貸付をいう。以下同じ。))における貸付人の委託にもとづき、すべての貸付人のために当該シンジケート・ローンの証書貸付債権証書に定める元利金の債務者からの受領および貸付人への分配その他の業務を行う者をいう。)(\_\_\_\_<sup>(注2)</sup>)、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、一、の証書貸付債権にかかる元本および利息については、貴方は引続き上記一、の契約に定めるエージェントに弁済することができること。上記三、に従い日本銀行が一、の証書貸付債権を取得した場合も同様の扱いとすること。ただし、貴方は、一、の証書貸付債権にかかる元本についての弁済期日(元本分割弁済の場合における各分割弁済期日を含む。)より前における弁済に関して、エージェントに対して通知その他の連絡を行ったとき、またはエージェントから通知、協議の申出その他の連絡を受けたときは、直ちに日本銀行に対してその旨を通知した場合に限り、エージェントに対して弁済することができるものとする。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、上記一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って貴方と当方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注3)

(第三債務者)

御中

(担保差入先)

御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御中

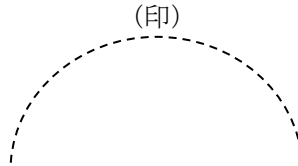
貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注4)

確定日付印欄

確定日付印欄

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 当該シンジケート・ローンのエージェントである金融機関等名を記入する。

(注3) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注4) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注5) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(8企外シ変))

(企業に対する米ドル建証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権であって、変更契約がなされているもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付金銭消費貸借契約(\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付変更契約)にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_米ドル<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、上記一、の契約に定めるエージェント(シンジケート・ローン(複数の貸付人が共通の契約書にもとづき単一の借入人に対して行う貸付をいう。以下同じ。))における貸付人の委託にもとづき、すべての貸付人のために当該シンジケート・ローンの証書貸付債権証書に定める元利金の債務者からの受領および貸付人への分配その他の業務を行う者をいう。)(\_\_\_\_<sup>(注2)</sup>)、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、一、の証書貸付債権にかかる元本および利息については、貴方は引続き上記一、の契約に定めるエージェントに弁済することができること。上記三、に従い日本銀行が担保債権を取得した場合も同様の扱いとすること。ただし、貴方は、一、の証書貸付債権にかかる元本についての弁済期日(元本分割弁済の場合における各分割弁済期日を含む。)より前における弁済に関して、エージェントに対して通知その他の連絡を行ったとき、またはエージェントから通知、協議の申出その他の連絡を受けたときは、直ちに日本銀行に対してその旨を通知した場合に限り、エージェントに対して弁済することができるものとする。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、上記一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って貴方と当方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(印)

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)



(注3)

(第三債務者)

\_\_\_\_\_ 御中

(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(印)

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)



(注4)

確定日付印欄

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 当該シンジケート・ローンのエージェントである金融機関等名を記入する。

(注3) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注4) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注5) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(9不))

(不動産投資法人に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権以外のものであって、変更契約がなされていないもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日付金銭消費貸借契約にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注2)

(第三債務者)

\_\_\_\_\_御中



-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権（催告の抗弁権および検索の抗弁権を除く）

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注3)

年 月 日

(保証人)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注4)

確定日付印欄

確定日付印欄

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注3) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注4) 保証条件付不動産投資法人証書貸付債権の場合のみ記名なつ印または署名すること。この場合において、権限を有する者とみなされ得るとき（法律の規定による表見代表または表見代理のとき）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注5) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(10不変))

(不動産投資法人に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権以外のものであって、変更契約がなされているもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付変更契約)にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注2)

(第三債務者)

\_\_\_\_\_  
御中

-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権（催告の抗弁権および検索の抗弁権を除く）

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)

\_\_\_\_\_ (注3)

年 月 日

(保証人)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)

\_\_\_\_\_ (注4)

確定日付印欄

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注3) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注4) 保証条件付不動産投資法人証書貸付債権の場合のみ記名なつ印または署名すること。この場合において権限を有する者とみなされ得るとき（法律の規定による表見代表または表見代理のとき）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注5) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(11不シ))

(不動産投資法人に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権であって、変更契約がなされていないもの)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、上記一、の契約に定めるエージェント(シンジケート・ローン(複数の貸付人が共通の契約書にもとづき単一の借入人に対して行う貸付をいう。以下同じ。))における貸付人の委託にもとづき、すべての貸付人のために当該シンジケート・ローンの証書貸付債権証書に定める元利金の債務者からの受領および貸付人への分配その他の業務を行う者をいう。)(\_\_\_\_<sup>(注2)</sup>)、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、一、の証書貸付債権にかかる元本および利息については、貴方は引続き上記一、の契約に定めるエージェントに弁済することができること。上記三、に従い日本銀行が一、の証書貸付債権を取得した場合も同様の扱いとすること。ただし、貴方は、一、の証書貸付債権にかかる元本についての弁済期日(元本分割弁済の場合における各分割弁済期日を含む。)より前における弁済に関して、エージェントに対して通知その他の連絡を行ったとき、またはエージェントから通知、協議の申出その他の連絡を受けたときは、直ちに日本銀行に対してその旨を通知した場合に限り、エージェントに対して弁済することができるものとする。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、上記一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って貴方と当方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注3)

(第三債務者)

御中

-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権（催告の抗弁権および検索の抗弁権を除く）

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注4)

年 月 日

(保証人)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注5)

確定日付印欄

確定日付印欄

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 当該シンジケート・ローンのエージェントである金融機関等名を記入する。

(注3) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注4) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注5) 保証条件付不動産投資法人証書貸付債権の場合のみ記名なつ印または署名すること。この場合において、権限を有する者とみなされ得るとき（法律の規定による表見代表または表見代理のとき）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注6) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(12不シ変))

(不動産投資法人に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権であって、変更契約がなされているもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

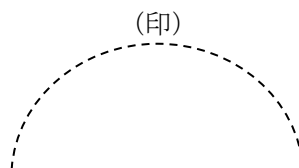
なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付変更契約)にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、上記一、の契約に定めるエージェント(シンジケート・ローン(複数の貸付人が共通の契約書にもとづき単一の借入人に対して行う貸付をいう。以下同じ。))における貸付人の委託にもとづき、すべての貸付人のために当該シンジケート・ローンの証書貸付債権証書に定める元利金の債務者からの受領および貸付人への分配その他の業務を行う者をいう。)(\_\_\_\_<sup>(注2)</sup>)、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、一、の証書貸付債権にかかる元本および利息については、貴方は引続き上記一、の契約に定めるエージェントに弁済することができること。上記三、に従い日本銀行が一、の証書貸付債権を取得した場合も同様の扱いとすること。ただし、貴方は、一、の証書貸付債権にかかる元本についての弁済期日(元本分割弁済の場合における各分割弁済期日を含む。)より前における弁済に関して、エージェントに対して通知その他の連絡を行ったとき、またはエージェントから通知、協議の申出その他の連絡を受けたときは、直ちに日本銀行に対してその旨を通知した場合に限り、エージェントに対して弁済することができるものとする。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、上記一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って貴方と当方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)  


(注3)

(第三債務者)

御中

-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証券貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証券貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権（催告の抗弁権および検索の抗弁権を除く）

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注4)

年 月 日

(保証人)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注5)

確定日付印欄

確定日付印欄

- (注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。  
(注2) 当該シンジケート・ローンのエージェントである金融機関等名を記入する。  
(注3) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。  
(注4) 権限を有する者とみなされ得る場合（法律の規定による表見代表または表見代理の場合）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。  
(注5) 保証条件付不動産投資法人証券貸付債権の場合のみ記名なつ印または署名すること。この場合において、権限を有する者とみなされ得るとき（法律の規定による表見代表または表見代理のとき）のほかは記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。  
(注6) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(13交付税))

(交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付財理第\_\_号にもとづく証書貸付債権(交一借第\_\_\_\_号、残存元本額\_\_\_\_円)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注1)

(第三債務者)

御中



-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)

(印)



\_\_\_\_\_  
(注2)

(注1) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注2) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名なつ印または署名すること。

(注3) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(14エネ特))  
(エネルギー特会に対する証書貸付債権用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付財理第\_\_\_\_号にもとづく証書貸付債権(エネ特借第\_\_\_\_号、残存元本額\_\_\_\_円)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注1)

(第三債務者)

\_\_\_\_\_  
御中

-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)

(印)



\_\_\_\_\_ (注2)

(注1) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注2) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名なつ印または署名すること。

(注3) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(15林野))  
(国有林野特会に対する証書貸付債権用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付財理第\_\_号にもとづく証書貸付債権(林野特借第\_\_号、残存元本額\_\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注2)

(第三債務者)

\_\_\_\_\_御中

-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)

(印)



\_\_\_\_\_ (注3)

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注3) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名なつ印または署名すること。

(注4) 本書式は両面印刷のうえ使用する。



-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注4)

年 月 日

(保証人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注5)

確定日付印欄

確定日付印欄

(注1) 証書貸付債権証書に記載された貸付人の金融機関等名を記入する。

(注2) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注3) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注4) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。その他の者が記名なつ印または署名するときは、記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付すること。

(注5) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名なつ印または署名すること。

(注6) 本書式は両面印刷のうえ使用する。





-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(印)

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

\_\_\_\_\_ (注4)

(印)

年 月 日

(保証人)

\_\_\_\_\_ (注5)

確定日付印欄

(注1) 証書貸付債権証書に記載された貸付人の金融機関等名を記入する。

(注2) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注3) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注4) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。その他の者が記名なつ印または署名するときは、記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付すること。

(注5) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名なつ印または署名すること。

(注6) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(18保シ))

(政府保証付証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権であって、変更契約がなされていないもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付金銭消費貸借契約にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、上記一、の契約に定めるエージェント(シンジケート・ローン(複数の貸付人が共通の契約書にもとづき単一の借入人に対して行う貸付をいう。以下同じ。))における貸付人の委託にもとづき、すべての貸付人のために当該シンジケート・ローンの証書貸付債権証書に定める元利金の債務者からの受領および貸付人への分配その他の業務を行う者をいう。)(<sup>(注2)</sup>)、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、一、の証書貸付債権にかかる元本および利息については、貴方は引続き上記一、の契約に定めるエージェントに弁済することができる。上記三、に従い日本銀行が一、の証書貸付債権を取得した場合も同様の扱いとすること。ただし、貴方は、一、の証書貸付債権にかかる元本についての弁済期日(元本分割弁済の場合における各分割弁済期日を含む。)より前における弁済に関して、エージェントに対して通知その他の連絡を行ったとき、またはエージェントから通知、協議の申出その他の連絡を受けたときは、直ちに日本銀行に対してその旨を通知した場合に限り、エージェントに対して弁済することができるものとする。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、上記一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って貴方と当方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)

(注3)

(第三債務者)

御中

-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)

(住所)

(代表者またはその代理人)

(印)

\_\_\_\_\_ (注4)

年 月 日

(保証人)

(印)

\_\_\_\_\_ (注5)

確定日付印欄

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 当該シンジケート・ローンのエージェントである金融機関等名を記入する。

(注3) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注4) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。その他の者が記名なつ印または署名するときは、記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付すること。

(注5) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名なつ印または署名すること。

(注6) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(19保シ変))

(政府保証付証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権であって、変更契約がなされているもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付変更契約)にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、上記一、の契約に定めるエージェント(シンジケート・ローン(複数の貸付人が共通の契約書にもとづき単一の借入人に対して行う貸付をいう。以下同じ。))における貸付人の委託にもとづき、すべての貸付人のために当該シンジケート・ローンの証書貸付債権証書に定める元利金の債務者からの受領および貸付人への分配その他の業務を行う者をいう。)(\_\_\_\_<sup>(注2)</sup>)、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、一、の証書貸付債権にかかる元本および利息については、貴方は引続き上記一、の契約に定めるエージェントに弁済することができること。上記三、に従い日本銀行が一、の証書貸付債権を取得した場合も同様の扱いとすること。ただし、貴方は、一、の証書貸付債権にかかる元本についての弁済期日(元本分割弁済の場合における各分割弁済期日を含む。)より前における弁済に関して、エージェントに対して通知その他の連絡を行ったとき、またはエージェントから通知、協議の申出その他の連絡を受けたときは、直ちに日本銀行に対してその旨を通知した場合に限り、エージェントに対して弁済することができるものとする。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、上記一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って貴方と当方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注3)

(第三債務者)

御中

-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注4)

年 月 日

(保証人)

(印)



\_\_\_\_\_ (注5)

確定日付印欄

確定日付印欄

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 当該シンジケート・ローンのエージェントである金融機関等名を記入する。

(注3) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注4) 頭取、社長または理事長等が記名なつ印または署名すること。その他の者が記名なつ印または署名するときは、記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付すること。

(注5) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名なつ印または署名すること。

(注6) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(20地))

(地方公共団体に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権以外のものであって、変更契約がなされていないもの)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注2)

(第三債務者)

\_\_\_\_\_  
御中

-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)

(印)

\_\_\_\_\_ (注3)

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注3) 知事または市区町村長が記名なつ印または署名すること。その他の者が記名なつ印または署名するときは、記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付すること。

(注4) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(21地変))

(地方公共団体に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権以外のものであって、変更契約がなされているもの)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付変更契約)にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注2)

(第三債務者)

\_\_\_\_御中



-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御 中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)

(印)



\_\_\_\_\_ (注3)

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注3) 知事または市区町村長が記名なつ印または署名すること。その他の者が記名なつ印または署名するときは、記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付すること。

(注4) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(22地シ))

(地方公共団体に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権であって、変更契約がなされていないもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、上記一、の契約に定めるエージェント(シンジケート・ローン(複数の貸付人が共通の契約書にもとづき単一の借入人に対して行う貸付をいう。以下同じ。))における貸付人の委託にもとづき、すべての貸付人のために当該シンジケート・ローンの証書貸付債権証書に定める元利金の債務者からの受領および貸付人への分配その他の業務を行う者をいう。)(\_\_\_\_<sup>(注2)</sup>)、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、一、の証書貸付債権にかかる元本および利息については、貴方は引続き上記一、の契約に定めるエージェントに弁済することができること。上記三、に従い日本銀行が一、の証書貸付債権を取得した場合も同様の扱いとすること。ただし、貴方は、一、の証書貸付債権にかかる元本についての弁済期日(元本分割弁済の場合における各分割弁済期日を含む。)より前における弁済に関して、エージェントに対して通知その他の連絡を行ったとき、またはエージェントから通知、協議の申出その他の連絡を受けたときは、直ちに日本銀行に対してその旨を通知した場合に限り、エージェントに対して弁済することができるものとする。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、上記一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って貴方と当方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(印)

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)



\_\_\_\_\_ (注3)

(第三債務者)

\_\_\_\_\_ 御中

-----  
(担保差入先)

\_\_\_\_\_ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(印)

(第三債務者)



\_\_\_\_\_ (注4)

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 当該シンジケート・ローンのエージェントである金融機関等名を記入する。

(注3) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注4) 知事または市区町村長が記名なつ印または署名すること。その他の者が記名なつ印または署名するときは、記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付すること。

(注5) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

(第8号書式(23地シ変))

(地方公共団体に対する証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権であって、変更契約がなされているもの用)

## 証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

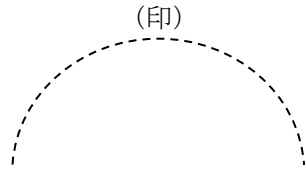
### 記

- 一、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付金銭消費貸借契約(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付変更契約)にもとづく当方の貴方に対する証書貸付債権(証書貸付債権証書番号\_\_\_\_、残存元本額\_\_\_\_円<sup>(注1)</sup>)
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、上記一、の契約に定めるエージェント(シンジケート・ローン(複数の貸付人が共通の契約書にもとづき単一の借入人に対して行う貸付をいう。以下同じ。))における貸付人の委託にもとづき、すべての貸付人のために当該シンジケート・ローンの証書貸付債権証書に定める元利金の債務者からの受領および貸付人への分配その他の業務を行う者をいう。)(\_\_\_\_<sup>(注2)</sup>)、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、一、の証書貸付債権にかかる元本および利息については、貴方は引続き上記一、の契約に定めるエージェントに弁済することができること。上記三、に従い日本銀行が一、の証書貸付債権を取得した場合も同様の扱いとすること。ただし、貴方は、一、の証書貸付債権にかかる元本についての弁済期日(元本分割弁済の場合における各分割弁済期日を含む。)より前における弁済に関して、エージェントに対して通知その他の連絡を行ったとき、またはエージェントから通知、協議の申出その他の連絡を受けたときは、直ちに日本銀行に対してその旨を通知した場合に限り、エージェントに対して弁済することができるものとする。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、上記一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って貴方と当方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。ただし、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更については、日本銀行への通知を省略できるものとする。

年 月 日

(担保差入先)  
(住所)  
(代表者またはその代理人)

(印)



(注3)

(第三債務者)

御中

(担保差入先)

御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

年 月 日

(第三債務者)

(印)



(注4)

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 当該シンジケート・ローンのエージェントである金融機関等名を記入する。

(注3) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注4) 知事または市区町村長が記名なつ印または署名すること。その他の者が記名なつ印または署名するときは、記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付すること。

(注5) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

- 第20号書式(A) および第20号書式(B) 中、「異議なき承諾書」を「承諾書および抗弁放棄書上」に、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書」を「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」に改める。